名中運搬人夫二十二名は賃金（トロ壹臺六錢乃至九錢の請負）一日七八拾錢にして休憩所等の設備もなく之れが待遇改善に關し本年一月頃より代表者を以つて屢々交渉したるも容れられず、止むなく三月二十七日現場主任（日鐵社員）に訴へたるところ、右下請負人は人夫代表者二名を不都合なりとして即日解雇した爲運搬人夫全員團結して次の要求書を提出拒絶され遂に二十九日より罷業を決行するに至つた。

十、要求條項

從業員側では解雇された二名を代表として左の事項を要求したのである。

○　要　求　事　項

1、兵頭、田元の兩名を復職せしむること

2、雨天の際は賃金の割增をなすこと

財團法人 協調會福岡出張所

社團法人 協調會福岡出張所